

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



私立高等学校 授業料補助金

対象 本町に在住の私立高等学校の全日制課程もしくは定時制課程または専修学校の高等課程に在籍する生徒の保護者

補助金の額 年額1万円以内

※3月末に振り込み予定

申請に必要なもの

①私立高等学校授業料補助金交付申請書(様式第1)

※学校で学校証明欄の記入および証明が必要です。また、様式は町ホームページで取得可能です。

②朱肉の使える印鑑

③保護者名義の預貯金通帳

④所得課税証明書

※愛知県私立高等学校授業料軽減制度の適用を受けていない場合に必要です。

提出期限 令和3年1月29日(金)

注意 本年度の授業料の納付を全額免除されている方、所得制限により国・県の補助金等の交

付を受けていない方は対象外です。

また、申請書提出後、次のいずれかに該当する場合は、速やかに学校教育課へお申し出ください。

- ・私立高等学校を休学、転学または退学されたとき
- ・住所を異動されたとき

申請・問合せ先 役場学校教育課 内線207・208

令和3年度就学時 健康診断および入学説明会

町教育委員会では、令和3年度に小学校へ入学する児童を対象に就学時健康診断と入学説明会を行います。

対象児童の家庭には案内を郵送しますので、実施日の5日前になつても届いていない場合は学校教育課へお申し出ください。

とき

大治小学校 11月5日(木)

受付時間 午後0時45分～1時10分

入学説明会 午後1時10分～1時30分
検査時間 午後1時30分～3時

30分

※新型コロナウイルス感染症対策のため9月号より時間帯等を変更しています。ご注意ください。

対象 平成26年4月2日～27年4月1日生まれの児童

問合せ先 役場学校教育課 内線208

教育委員を紹介します

10月1日付で、杉戸江泉氏が教育委員に再任されました。任期は4年です。



土日でも住民票の写しと 印鑑登録証明書の 交付が受けられます

役場の閉庁日でも公民館が開館しているときは、住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付が受けられます。

とき 午前9時～午後5時
ところ 公民館2階 事務室
請求の際に必要なもの

●住民票の写し

- ・申請者の本人確認書類
- ※代理人の方が請求をする場合は、委任状または代理人選任届

●印鑑登録証明書

- ・印鑑登録証(手帳)
- ・申請者の本人確認書類

注意

- ・役場の閉庁日と公民館の閉館日が重なったときは、交付ができません。

- ・本人確認書類については事前にお問合せください。

- ・公民館では、転出・死亡した方の住民票(除票)の写しの交付および住民異動や印鑑登録などの手続きはできません。

問合せ先 役場 住民課

内線174

11月11日は介護の日

「介護」について、皆さんは考えたことがありますか。高齢化が進み、親や配偶者など家族の介護をする方が増えています。今、介護をしていない方も、いつか家族の介護をする立場になったり、介護を受ける立場になったりするかもしれない。介護は誰にとっても身近な問題なのです。11月11日は「介護の日」。それぞれの立場で「介護」について考えてみませんか。



※このマークは、静岡県が考案したもので、厚生労働省が周知を図っています。外出先でこのマークを見かけたら温かく見守ってください。また、「介護マーク」を役場民生課および地域包括支援センターで配布しています。

問合せ先 役場 民生課

内線115・158

みんなで減らそう！ 無駄な医療費

年々増加傾向にあり、今後も増えることが予想される医療費。この医療費は、皆さんが納める保険税で賄われているため、医療費が増え続けると、保険税の負担増につながってしまいます。大切な医療費を無駄遣いしないように次の点に注意して、適切な受診を心掛けましょう。

- ・定期的に健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けましょう。
- ・気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。
- ・重複受診やはしご受診はやめましょう。
- ・薬は適切な用量、用法で服用しましょう。
- ・なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

取り付け前に相談ください！ 防犯対策防犯カメラ等 補助金

犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置促進を図るため、積極的にご活用ください。

対象 県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が要綱に定める条件、遵守事項等を遵守できる

①②の方
①総代および地区総代の方
当該自治組織の承認を受けて、管轄する公共的な施設に設置する場合

②町内に所在する物件のうち、次の項目に該当する方

- ・戸数4戸以上の分譲マンションの管理組合
- ・戸数4戸以上の賃貸共同住宅(社宅、寮等を除く)の所有者
- ・自動車4台以上を駐車可能な貸し駐車場の所有者

※補助金の交付申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限り、また同一敷地内への補助は1回限りとします。

受付期間 令和3年2月末日まで

補助金額 防犯カメラ等購入設

置金額の2分の1以内で、5万円を限度額とします。(1000円未満切り捨て)

※維持管理費用、地代・占用料等は除く

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、必ず、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。(取り付け後の受け付けはいたしません。)

申込・問合せ先 役場防災危機管理課 内線151・152



警察からのお知らせ 「広げよう支援の輪」

11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です。

犯罪被害者は、被害後に生じるさまざまな問題(身体不調、経済的困窮など)に苦しめられています。犯罪防止や犯罪被害者の方のために何ができるかを考えていきましょう。

相談窓口名/電話番号	受付時間	内容
性犯罪被害 110 番 ☎0120(67)7830 ☎#8103(短縮ダイヤル)	終 日	性犯罪被害相談 (#8103は一部の 通信事業者は有料)
ハートフルステーション ・あいち ☎0570(064)810	月～土 (祝日を除く) 9:00～20:00	性犯罪被害者のための ワンストップ支援センター (一宮市)
ふれあいコール ☎(561)0184	終 日	列車内の痴漢被害相談
被害少年相談電話 ☎0120(7867)70	月～金 (祝日を除く) 9:00～17:00	犯罪やいじめ等の 少年の被害に関する相談
ストーカー 110 番 ☎(961)0888	終 日	ストーカー被害に関する 相談
暴力団に対する相談窓口 ☎(951)7700	終 日	暴力団に関する相談
ハートフルライン ☎(954)8897	月～金 (祝日を除く) 9:00～17:00	犯罪被害者のための 心の悩み相談
公益社団法人サポートセン ターあいち(民間団体) ①☎(232)7830 ②☎0570(783)554	①月～金(祝日を除く) 10:00～16:00 ②(全国共通ナビダイヤル) 7:30～22:00	犯罪被害等に関する 相談

●被害相談
警察では各種相談窓口を開設し、犯罪被害者からのさまざまな相談に応じています。(左表参照)

●犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって家族を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり後遺障害が残ったりし

た被害者の方に対して、何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償を十分に受けることができない場合に、国が給付金を支給する制度です。詳しくは、警察署または警察本部住民サービス課にお問合せください。

問合せ先 津島警察署警務課
☎0567(24)0110

住宅用地球温暖化 対策設備設置費補助金

住宅用地球温暖化対策設備を設置される方に対し、費用の一部を補助します。

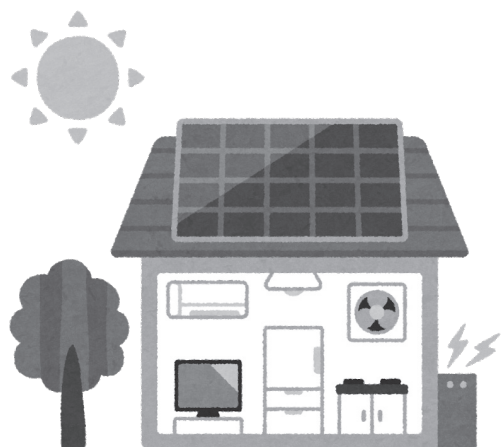
補助対象設備および補助金額

	補助対象設備	補助金額
組合せによる補助	・住宅用太陽光発電施設 ・家庭用エネルギー管理システム(HEMS) ・定置用リチウムイオン蓄電システム	60,000円(定額)
	・家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	30,000円(定額)
単独補助	・定置用リチウムイオン蓄電システム	30,000円(定額) ただし、他補助対象設備と同時に申請する場合は、組合せによる補助を優先します。

補助対象者

次のいずれかに該当する方で、申請年度内に設備の運用を開始できる(要綱に定める期限までに実績報告書を提出できること)方を補助対象とします。

① 自ら居住し、または居住を予



定する町内の住宅に新たに補助対象設備を設置する方（既に設置されている方、設置工事を開始している方は対象外）

②町内において自ら居住するために補助対象設備付き新築住宅を購入する方

※各補助対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとします。

その他 申請書様式は産業環境課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

申込・問合せ先 役場産業環境課 内線124

裁判員制度
まもなく名簿記載通知を
発送します

令和3年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。（令和3年1月1日時点で20歳以上の方に限られます。）この通知は、来年2月ごろからの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心積もりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。（実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。）

問合せ先 名古屋地方裁判所刑事部裁判員係
☎（203）8916

募集



子育て支援事業
ファミリー・サポート・
センター提供会員

地域で子育てを支え合うお手伝いをしてみませんか。子どもの送迎や一時預かりを行う有償ボランティア（1時間700円）を募集します。

対象 町内、あま市内在住、満20歳以上で、育児経験あるいは保育士資格等を有する方

※養成講座の受講が必要
養成講座（全日程受講が難しい場合はお問合せください）

とき 11月27日（金）・30日（月）
12月3日（木）午前9時30分～午後3時15分

ところ 総合福祉センター
定員 6名

※無料託児あり（生後4カ月から未就学児。11月19日（木）までに要予約）

申込方法 11月20日（金）までに電話でお申し込みください。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター

事務局

☎（462）0150

自衛官等

自衛官等募集が行われます。ご希望の方は、お申し込みください。

募集項目

- ①陸上自衛隊高等工学校生徒（推薦）
- ②陸上自衛隊高等工学校生徒（一般）
- ③自衛官候補生

資格

- ①中卒（見込含む）令和3年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子、成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者
- ②中卒（見込含む）令和3年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子
- ③18歳以上33歳未満の男女

受付期間

- ①11月1日（日）～30日（月）
- ②11月1日（日）～令和3年1月6日（水）
- ③年間を通じて受け付け

申込・問合せ先 自衛隊愛知地方協力本部 一宮地域事務所
☎0586(73)7522

創業セミナー受講者

弥富市・蟹江町・飛島村・大治町各商工会が主催し、4市町村の後援で創業セミナーを開催します。本セミナーは「創業支援等事業計画」に基づき、創業に必要な経営の基本を専門家により、分かりやすく学べるカリキュラムとなります。

とき 11月14・21日(土)、両日とも午後1時～5時

※2日間とも参加できる方を対象とします。別の日をご希望の方はお問合せください。

ところ 蟹江町産業文化会館

内容

- 1 創業計画・事業計画の作成
- 2 資金調達、資金繰り計画の作成

3 従業員雇用ルール

4 販売戦略の立て方など

対象 創業を予定している方、創業・経営に興味のある方、創

業して5年以内の方

定員 10名(先着順)

申込方法 11月6日(金)までに

弥富市商工会へ事前申し込みが必要です。

受講料 無料

問合せ先 弥富市商工会

☎0567(65)3100

弥富市役所商工観光課

☎0567(65)1111

ポリテクセンター 名古屋港受講生

物流機械運転科受講生を募集します。

訓練期間 令和3年1月8日

(金)～6月25日(金)(6カ月)

募集科 物流機械運転科

選考 筆記試験、面接(12月10日

(木))

対象 公共職業安定所で求職登録を

しており、訓練受講が必要と認められ、自動車運転免許(普通自動車以上)を取得している方

定員 20人

受講料 無料(教科書、作業服代等は自己負担)

申込方法 11月30日(月)までに、

入所願書に必要事項を記入し、居住地を管轄するハローワークに提出してください。

その他 説明会をポリテクセン

ター名古屋港で11月11・18日

(水)の午前9時30分から実施

(予約不要)

問合せ先 ポリテクセンター名

古屋港 ☎(381)2775

☎http://www3.jeed.or.jp/

nagoyakouwan/poly/

お願い



ペットの飼い方について

●ペットのふんは飼い主が責任をもって片付けてください

家の前や歩道などペットのふんが放置され、悪臭、汚れで困っているとの苦情が多く寄せられています。

ふんなどを適正に処理し、他人に迷惑を掛けないように努めることは飼い主の責任です。持ち帰って適切に処理しましょう。

●野良猫を世話している方は餌をあげるだけでなく、責任をもつて管理してください

猫に餌を与えているだけでは

なく、ふん尿を始末しています

か。あなたの知らないところで近

所に迷惑をかけていることがあ

ります。餌の後片付け・ふんの始

末をしつかりと行い、人と猫が共

生できる町づくりにご協力をお

願います。

問合せ先 役場 産業環境課

内線124

相談



虐待を発見したら通報を

虐待とは「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任(ネグレクト)」などがあります。

虐待かもと思ったら、すぐにお

電話をください。通報は匿名で

行うことも可能です。通報した

人の秘密は守られます。

11月は児童虐待防止推進月間

です。

相談窓口

●児童

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189(いちばやく)

役場子育て支援課

内線141

●高齢者

地域包括支援センター

☎(442)0857

役場民生課 内線158

●障害者

障害者相談支援事業所

☎(433)2343

役場民生課 内線169

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

DV・セクハラ・ストーカー行為といった女性に関する人権問題について相談に応じます。

強化週間中は、「女性の人権ホットライン」の電話回線を通常の相談時間を延長して土・日曜も対応します。

相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽に相談してください。

とき 11月12日(木)～18日(水)

午前8時30分～午後7時(土日のみ午前10時～午後5時)

※強化週間以外の受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分まで

相談専用電話

女性の人権ホットライン

☎0570(070)810

LINEで相談

LINEじんけん相談

@名古屋法務局

詳しくは名古屋法務局ホームページをご覧ください。

@snsjinkensoudan

※こちらからLINE公式アカウント「SNSじんけん相談」を友達登録してご相談ください。



問合せ先

名古屋法務局 人権擁護部 ☎(952)8111

催し



「Net119緊急通報システム登録説明会」開催

Net119緊急通報システムは、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。

海部東部消防組合管内を担当する海部地方消防指令センターで令和2年12月1日から運用開始にあたり、登録説明会を開催します。

対象者 聴覚または音声・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方で、大治町・あま市に在住の方

とき・ところ

とき	ところ
11月7日(土) 午前10時	大治町総合福祉センター 多目的ホール
11月8日(日) 午前10時	あま市美和文化会館 多目的ホール
11月15日(日) 午前10時	あま市七宝焼 アートヴィレッジ交流ホール
11月22日(日) 午後2時	あま市甚目寺公民館 講義室

119番



※説明会参加の事前申込は不要です。

※付き添い等で来られた際、密集、密接を避けるために入場制限をかけることがあります。

※説明会の詳細は、海部東部消防組合ホームページ

(<http://www.amatobu-119.jp>)をご覧ください。

☎(442)1605

FAX(442)3180

MAIL shoubou@amatobu-119.jp

問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課

☎(442)1605

FAX(442)3180

MAIL shoubou@amatobu-119.jp

講座・教室



身に付けよう応急手当て

普通救命講習Ⅰ

とき 11月29日(日)午後1時～4時

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住の方で15歳以上の方

内容 成人に対する心肺蘇生法、大出血時の止血法

定員 9名

参加費 無料

受付期間 11月9日(月)～22日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署
申込方法 救命講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。

※団体・グループ等で受講希望の場合は、指導員が出向し、講

大治町ホームページに バナー広告を掲載しませんか

詳細は町ホームページをご覧ください、
お問い合わせください。



問合せ先 役場 企画課 内線128

HP <https://www.town.oharu.aichi.jp/bosyu/banner.html>

習を実施することが可能です。
※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止とさせていただきます。
問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課
☎(442)1605
HP <http://www.anatobu-119.jp>

木造住宅耐震化補助事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した建物は、地震に対する安全性や耐震性が不足している可能性があります。町では、住宅の耐震診断・改修等に対して次の表のとおり補助制度を設けています。いつ発生するか分からない大地震に備えて、ぜひご活用ください。

なお、全ての事業において、補助申請前に事業に着手すると補助の対象となりません。詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 都市整備課 内線 155

種類	対象	補助額
木造住宅 無料耐震 診断	・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・在来軸組構法または伝統構法(枠組壁構法(ツーバイフォー等)・木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造・コンクリート造は除く) ・2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅(借家を含む) ・現に人が住んでいる住宅	無料
木造住宅 耐震改修	・耐震診断の結果、判定値1.0未満(倒壊する可能性がある、倒壊する可能性が高い)と診断された木造住宅について、判定値1.0以上(一応倒壊しない)に補強する耐震改修工事であること	費用の80%の額 (上限120万円)
耐震シェルター 整備	・耐震診断の結果、判定値0.4未満(倒壊する可能性が高い)であること ・申請年の年度末時点で年齢が65歳以上の方または身体障害者手帳等の交付を受けた方が居住していること	費用の2分の1の額 (上限20万円)
木造住宅 除却(解体)	・耐震診断の結果、判定値1.0未満であること ・補助金交付申請を行う前年度までに耐震診断を行っていること	費用の3分の2の額 (上限20万円)